表 1(令和3年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

_	7 - 100		1					
番号	事業 年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目 的	从 未 及 U ¬ 该 U 对 心 守	成果品等 の 添 付
1	R3	情報政策推 進室	長崎市DX推進計 画	13, 30	R3. 4 R3. 4 R4. 3	地域経済の発展と地域課題の解決を実現する「都市のデジタル化」と、先端技術を活用し業務等を効率化することで持続可能な形で行政サービスを提供していく「行政のデジタル化」を戦略的かつ計画的に推進するために策定する。	令和4年3月に策定した本計画に沿って、今後は一定 期間で成果を出すとともに、社会変化やデジタル技術の 進化へ適切に対応できるよう、計画期間(9年間)を3	あり
2	R3	企画財政部 都市経営室	長崎市第五次総合 計画	14, 63	R4. 2	体がまちづくりに一体となって取り組むための共通 の活動指針となるものである。	ための基礎調査や、様々な分野や幅広い年代の市民の方から市政に関する意見聴取を行い、令和2年度には第五次総合計画の基本構想部分を策定した。 令和3年度については、市民や議会、総合計画審議会からの意見を踏まえ、第五次総合計画前期基本計画を策定した。	なし (配布済)
3		企画財政部 都市経営室	第2期長崎市教育 大綱	(R3. 4 ~ R4. 3	び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定する。	で 「長崎市総合教育会議」及び議会からの意見を踏まえ、 第2期長崎市教育大綱を策定した。	なし (配布済)
4	R3	企画財政部 都市経営室	長崎市過疎地域持 続的発展計画	C	R3. 4 ~ R3. 9	「過疎地域自立促進特別措置法」が令和2年度で期限を迎え、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が新たに令和3年度に施行されたことに伴い、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上のため、「過疎地域持続的発展計画」(期間:令和3年度~令和7年度)を策定する。 過疎地域…香焼、伊王島、高島、野母崎、外海	意見を広く取り入れながら計画の策定に取り組んだ。 今後は、本計画に基づき過疎地域における持続可能な 地域社会の形成及び地域資源等を活かした地域活力の更なる向上を図る。	なし (令和3年 9月議会議 決)

※ 空 白 ペ ー ジ

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的		方;	去 及	び	事	業	効	果	等
1	R 4	企画財政部 都市経営室	長崎市過疎地域 持続的発展計画	0	R4. 9	過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するため定めている長崎市過疎地域持続的発展計画について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第43条の規定に基づき、令和2年国勢調査の結果、令和4年4月1日に旧三和町が過疎地域とみなされたこと等に伴い、本計画を変更する。 過疎地域…香焼、伊王島、高島、野母崎、外海、三和	意見ない	見を広く を定後に 地域社会	、取り入 は、本計 きの形成	れなが 画に基 及び地	ら計画 づき過	の策定 疎 地均	に取してお	り組む けるお	統可能
2	R 4	市民生活部自治振興課	第4次長崎市安 全・安心まちづ くり行動計画	210	R3. 4	犯罪のない、安全で安心なまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るために策定している第3次長崎市安全・安心まちづくり行動計画が令和3年度で計画期間満了となるため、次期計画を策定する。	見り	表取を行 又り組み	fい、輻	広く意 後は長	見を取 崎市安	り入れ 全・安	ながら 心まな	ら計画 ちづく	
3	R 4	市民生活部自治振興課	長崎市犯罪被害 者等支援計画	0		長崎市犯罪被害者等支援条例第7条に基づき、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、計画 を策定する。	見取に耳	を取を行 なり組み	が、幅	広く意 後は長	見を取 崎市安	り入れ 全・安	なが 心まっ	ら計画 ちづく	り推進
4	R 4	市民生活部自治振興課	長崎市再犯防止 推進計画	0	R3. 10	犯罪をした人等が再び罪を犯すことなく、円滑に地域社会の一員として生活を送れるよう支援することにより、市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現を目指し、再犯防止の総合的かつ計画的な推進を図るため、計画を策定する。	見り	取を行 対組み	い、幅 ・、策定	広く意 後は長	見を取 崎市安	り入れ 全・安	ながり 心まり	ら計画 ちづく	の策定り推進

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	自的	方	法	及	び	事	業	効	果	等
5	R 4		第11次長崎市交 通安全計画	29	110. 4	交通事故のない安全・安心な社会の実現のため、人優先の交通安全思想を基本とし、総合的かつ計画的な施策からの推進を図るために策定している第10次長崎市交通安全の第計画が令和3年度で計画期間満了となるため、次期計画を策定する。	ら意見 策定に	聴取 取り	を行い 組み、	、幅应 策定後	く意! kは長ii	見を取 奇市交	り入れ 通安全	いなが	ら計画
6		市民生活部人権男女共同参画室	第 3 次 長 崎 市 男 女共同参画計画	730	R3 4	関、	民の意 、策進す ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	見等に後に	を広く 、本計 めの加 、協力	取りた画に基	しれな? まづき! 推進に	がら計 男女共 市民 み、長	画の第 同参選 事業 崎市	を定に 動社会 を者、 男女共	取り組 の形成 関係機 同参画
7	R 4	人権男女共	第3次長崎市人 権教育・啓発に 関する基本計画	648	R3. 4	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施れたするために策定している「第2次長崎市人権教育・啓発啓外に関する基本計画」が令和3年度で計画期間満了となるが過ため、次期基本計画を策定する。	ながら 発に関 連携、	計画 関する 協力	の策定 施策の して取	に取り 推進に り組み	り組み、 こ市民、	、策定 、事業 崎市人	後は、 者、 権教	人権 関係機 等・啓	教育・ 関、市
8	R 4		長崎市新たな文 化施設基本計画	20, 471	R2. 7	新たな文化施設の整備に向けたビジョンや求められる 機能、規模など基本的な考え方を示した基本構想を令和 広に元年7月に策定したところであり、この基本構想に基づ 的 き、専門的・技術的見地からの助言等や、新たな文化施 ど、設に関するこれまでの議論等を踏まえ、基本計画を策定 む。する。	い意見 ・技術	を聴	取する 知識を	ととも 有する	もに、2 る事業	文化施 者の意	設整値 見も耳	間に係っ 表取す	る 専門 るな

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目 的 方法及び事業効果等
9	R4	市民生活部スポーツ振興課	長崎市スポーツ 推進計画	486	R3. 4	スポーツ基本法に基づき、運動・スポーツを通じてす 国の第3期スポーツ基本計画を踏まえつつ、長崎市スベての長崎市民が幸福で豊かな生活を営むことができる ポーツ推進審議会や市民の意見等を幅広く取り入れなが社会を創出することを目指すために策定している現行の ら計画の策定に取り組む。「長崎市スポーツ推進計画」が令和3年度で計画期間満了となるため、次期計画を策定する。
10	R 4	市民生活部 もみじ谷葬 斎場	長崎市新火葬場 整備基本構想	1, 014	R2. 4 ~ R4. 8	昭和53年12月の全面建替えから40年以上経過している もみじ谷葬斎場の建替えにあたり、新しい火葬場におけ 長崎市火葬場整備計画審議会や市民の意見等を幅広く取 る施設整備の基本方針等を示す基本構想を策定する。 り入れながら、構想の策定に取り組む。
11	R4		長崎市新火葬場 整備基本計画	8, 250	R4. 8	もみじ谷葬斎場の建替えに関しての基本方針等を示し た基本構想を踏まえ、施設規模や建設場所等を示す基本 民の意見等を幅広く取り入れながら、計画の策定に取り 計画を策定する。 組む。